

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	D I C株式会社			コード	4631
提出日	2025/2/28	異動（予定）日	2025/3/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年3月27日開催の第127期定時株主総会で、社外役員の選任議案を付議するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤田 正美	社外取締役	○										△					有
2	斉藤 史郎	社外取締役	○													○		有
3	Donna Costa	社外取締役	○													○		有
4	ランドバーグ史枝	社外取締役	○													○	新任	有
5	名倉 啓太	社外監査役	○													○		有
6	岸上 恵子	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤田正美氏は、2016年3月まで富士通株式会社の代表取締役副社長を務め、2016年4月から2018年12月まで株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)の代表取締役社長を務めていました。当社は、各社との間で、2024年度においてシステム利用に関する取引がありますが、それぞれの取引額は、各社及び当社双方において連結売上高の1％未満でした。	藤田正美氏は、長年にわたり経営に携わり、経営者としての豊富な経験や見識を有しています。これらを当社グループの経営に対する監督機能強化及びガバナンス強化に対する貢献を期待しており、また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
2		斉藤史郎氏は、研究開発部門と生産部門を統括する経営執行者としての豊富な経験や見識を有しています。これらを当社グループの経営に対する監督機能強化及びガバナンス強化に対する貢献を期待しており、また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
3		Donna Costa氏は、法務・ガバナンス分野を中心として、長年にわたりグローバル企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験を有しています。これらを当社グループの経営に対する監督機能強化及びガバナンス強化に対する貢献を期待しており、また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
4		ランドバーグ史枝氏は、金融業界で経験と実績を積むとともに、長年にわたってグローバル企業における経営執行者としても豊富な経験を有しています。これらを当社グループの経営に対する監督機能強化及びガバナンス強化に対する貢献を期待しており、また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
5		名倉啓太氏は、企業法務分野において活動する弁護士として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。
6	岸上恵子氏は、2019年6月までEY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めていました。当社は、該社との間で、2024年度においてコンサルティングに関する取引がありますが、その取引額は、該社及び当社双方において連結売上高の1％未満でした。	岸上恵子氏は、財務及び会計に関する専門知識と会社の監査に関する豊富な経験を有する公認会計士として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えています。また、当社における「独立社外役員の独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断しています。

4. 補足説明

当社における「独立社外役員の独立性判断基準」は、以下のとおりです。

当社は、独立社外役員を選任するに当たり、以下のような関係にある者については独立性が認められないと判断する。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下当社グループという）の業務執行者であった者

2. 過去3年間に於いて、以下の①～⑧のいずれかに該当していた者

①当社グループの主要な取引先（一事業年度の取引額が、当社グループの売上高の3%を超える取引先）又はその業務執行者

②当社グループを主要な取引先（一事業年度の取引額が、当該取引先の連結売上高の3%を超える取引先）とする者又はその業務執行者

③当社の議決権の5%以上を有する株主又はその業務執行者

④当社グループの主要な借入先（一事業年度の借入額が、当社グループの総資産の3%を超える借入先）又はその業務執行者

⑤当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けた者又は受けた団体に所属する者

⑥当社グループの会計監査人もしくは会計参与である会計士等又は監査法人等の社員、パートナーもしくは従業員である者

⑦上記⑥に該当しない者であって、当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスを提供する者として年間1,000万円を超える報酬を受けた者又はコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスの対価としてその連結売上高の3%を超える報酬を受けた団体に所属する者

⑧当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者

3. 上記1及び2に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族

4. 当社の社外役員としての在任期間が8年を超えた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。